

証明書発行請求機を ぜひご利用ください

京都地方法務局では、**本局登記部門**、**伏見出張所**の証明書発行窓口にて「**証明書発行請求機**」を設置しています。

この発行請求機は、**タッチパネル式**で、お客様ご自身に直接入力いただくことで、申請書に記入することなく、発行される交付番号票と引換えに、証明書を受け取っていただけるものです。また、待ち時間も短くなります。

証明書発行請求機で請求可能な証明書

〈不動産登記〉

1. 全部事項証明書
2. 現在事項証明書
3. 地図証明書・図面証明書

〈商業・法人登記〉

1. 履歴事項証明書(全部又は一部)
2. 現在事項証明書(全部又は一部)
3. 閉鎖事項証明書(全部又は一部)
4. 代表者事項証明書
5. 印鑑証明書

※ 請求不可能なもの

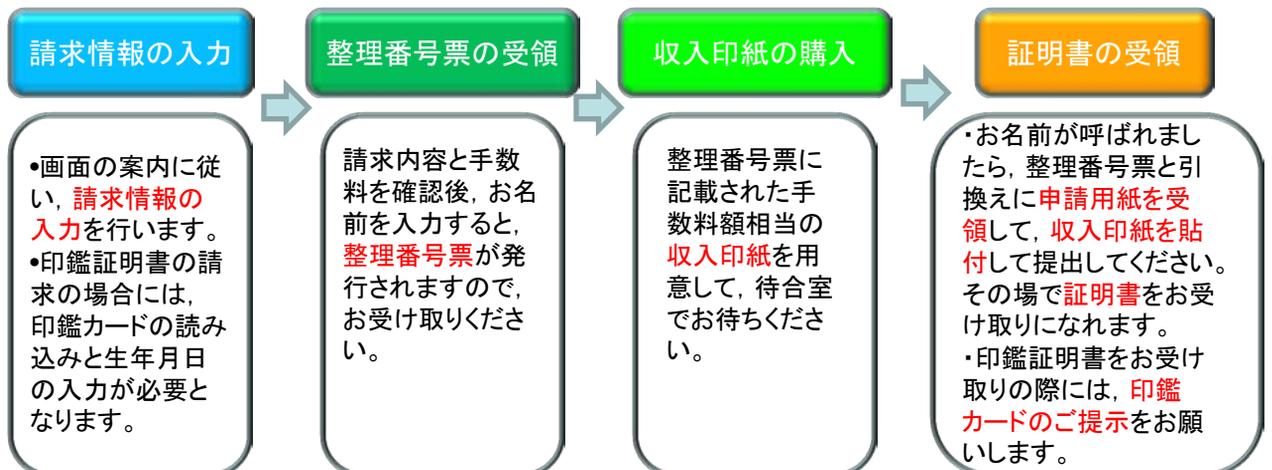
1. 要約書
2. 不動産何区何番事項証明書、区分建物一棟全部の全部事項証明書及び現在事項証明書、所有者・共有者のみの証明書、共同担保目録のみの証明書、信託目録付きの証明書

申請書の
作成不要

待ち時間
が短い



証明書発行請求機による登記事項証明書等の請求の流れ



受付時間は、月曜日～金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで
(国民の祝日・休日及び年末年始を除く、窓口開庁時間に同じ)です。